

## 平成27年度 第1回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成27年6月25日（木）午前10時00分～午前11時45分  
場 所：帯広市役所10階 第6会議室  
出席委員：仙北谷会長、後藤副会長、岩崎委員、菅野委員、木下栄治委員、木下美智夫委員  
國枝委員、今野委員、佐々木委員、杉野委員、堂田委員、長沢委員、新妻委員  
山田委員、横川委員（以上15名）  
事務局：米沢市長、福島都市建設部長、鈴木企画調整監、和田中島地区振興室次長  
佐藤都市計画課長、沼田建築指導課長、榎本中島地区振興室主幹  
（都市計画課）松原課長補佐、高田係長、三津係長、吉田主査、富岡主任  
白田主任、齋藤主任、吉澤主任補  
（建築指導課）川角課長補佐  
（中島地区振興室）金津主任補  
傍聴者等：報道関係者3名  
配付資料：会議次第、委員名簿、座席表、都市計画制度概要説明（資料1）  
議題の概要（資料2）、報告事項（資料3）、協議事項（資料4）

### 1 開 会

#### ○出席確認

事務局から、17名中15名の委員が出席しており、審議会が成立していることが報告されました。

### 2 委嘱状交付

米沢市長から学識経験者11名に委嘱状が交付されました。  
（欠席されている1名については事務局より後日交付しました。）

### 3 市長挨拶

皆様おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜っております、誠にありがとうございます。

又、このたびは、本審議会の委員就任をお引き受けをいただきました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国では、昨年から人口減少そして少子高齢化社会に対応し、各地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって、活力ある社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」の取り組みが進められているところであります。

まちづくりの分野におきましても、人口減少に対応していくため、昨年、「都市再生特別措置法」が改正をされ、都市機能誘導区域や居住誘導区域といったコンパクトなまちづくりを進めるための、新たな方向性が示されたところであります。

帯広市におきましては、平成15年に策定いたしました「帯広市都市計画マスタープラン」におきまして、「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使い」を基本方向とするなど、早くから人口減少時代を見据え、市街化区域拡大抑制などコンパクトなまちづくりをすすめてまいりました。

昨年からは、「公共施設マネジメント」の導入に向けた取組みに着手をしたところでございまして、今後、長期的な視点をもって、公共施設の整備、そして維持管理について検討を進めてまいります。

また、地域産業の活性化、そして地域内での雇用の創出のために、そして企業立地の促進に向けた新たな工業用地の必要性についても、慎重に検討して参りたいと、そのような必要があるものと認識をしているところでございます。

このように時代に即した都市計画を進めることを通じまして、都市構造の見直しはもとより

でございますが、地域の資源を活かした地方創生と、人口減少への対応につなげて参りたいと考えているところでございます。

委員の皆様には、幅広く、そして専門的なご見地からご意見を頂きますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 委員挨拶

出席委員よりご挨拶がありました。

#### 5 会長及び副会長の選挙

帯広市都市計画審議会条例第4条1項の規定により、会長に仙北谷委員、副会長に後藤委員を選出しました。

#### 6 会長及び副会長挨拶

##### ○会長挨拶

皆様、改めまして、おはようございます。

会長に選んでいただきましてどうもありがとうございます。

一言ご挨拶を申し上げたいと思うのですが、私、会長を引き続きということではあるんですけども、今までやってきたから大丈夫かと言われると、ちょっと甚だ自信の無いところがあるのですが、と申しますのは、皆様ご存知のようにこの審議会、非常に広い内容を審議しております。

単に都市計画ということではありますけども、市民の皆様の生活に関わることであることとか、それから産業振興に関わることであるとか、それから交通も当然ありますし、そうすると観光というふうなこともありますし、さまざまの広い領域に渡って審議しなければならないということで、非常に課題が多岐に渡っています。

私、学識経験者ということで、参加しておりますけども、私の狭い学識だけでは、非常に対応できないところが数多くあります。

そうしたときに、今までの経験からすると、何が大事かという、いわゆる常識とか良識によって判断するというということが、非常に大事だなというふうなことを感じております。

それからもう一つ難しいなと思うのがですね、土地利用に関わる議論が非常に多いんですけども、土地利用というのは基本的には、色んな人たちの利害調整をしなきゃならないものだと思うんですね。

利害調整ということは、この人に使わせるということは、この人には使わせるということも判断になるのです。

片一方の意見を聞くということは、もう一方の意見を取り下げてもらおうという、非常に難しい微妙なところを議論しなければならないことな訳です。

そうなってくると、非常に時間がかかりますし、大変な時間と労力をかけなければならない問題が数多くこれから審議しなければならないと思っております。

そうしたときに、どこら辺が大事なポイントかという風なことを考えますと、ひとつ、先程の常識良識というお話をしましたけども、もう一つは、将来世代の目を持つことが大事なんではないかなと思ってまして、私たちがこれから都市の計画をどうするかということは、結局私たちが影響を受けるだけでなく、将来世代も影響を受けることだと思います。

その影響とは、たぶん、プラスの面もありますけども、マイナスの面もあって、結局、借金を将来世代に被せるということになるわけですね。

そうすると、将来世代が、私たちより前の世代がこんなもの作ってと言われたら、ちょっと大変なことになりますので、私たちが決める事というのは、私たちだけの問題ではなくて、将来の人たちにも影響があるというふうな視点から物事を考える議論するってことがとっても大事なんじゃないかなというふうなことを今までの審議会の中で感じております。

これからいろいろな問題が審議されなければならないと思うのですが、皆様のご意見を頂きながら実りある審議会にして、都市づくり貢献していきたいと思いますので今後ともよろしくをお願いします。

以上です。

#### ○副会長挨拶

副会長に推薦、ご承認頂きましてまことにありがとうございます。

わたくしも副会長に推薦して頂だけ、長く委員を務めてきたということかなというふうに思っております。

そういった意味では、都市計画審議会委員としての最後のお勤めをしたいという意味で、ご協力をさせて頂きたいと思っております。

また、今後の審議会の進行におきましては、ぜひ皆さんの活発なご意見を頂いてですね、帯広市の明るい未来に向けての有効な審議会にしたいというふうに考えますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

### 7 事務局紹介

福島都市建設部長から事務局職員の紹介がありました。

### 8 都市計画制度概要説明

事務局より都市計画制度の概要について説明がありました。

### 9 議 題

#### (1) 報告事項～都市計画決定について

##### 帯広圏都市計画道路の変更（付議）

平成26年2月開催の審議会において承認されていた案件について、平成26年3月13日付け帯広市告示第55号で、審議会で承認された内容のとおり決定されたと報告がありました。

また、学園通に関する環境調査や意見交換会などの実施状況について報告がありました。

#### ○ 報告事項について、委員からの意見・質疑などはありませんでした。

#### (2) 協議事項

##### 建築基準法第51条ただし書の規定によるその他政令で定める処理施設の敷地の位置について

中島地区に立地する産業廃棄物処理事業者が事業の拡大にあたり、一般廃棄物処理施設の建築を計画していることから、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかについて、帯広市都市計画審議会の議を経ようとするものです。

#### ○ 協議事項に係る審議

上記の協議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び協議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

##### (事務局からの説明)

本件は、中島地区に立地する産業廃棄物処理事業者が事業の拡大にあたりまして、一般廃棄物処理施設の建築を計画しておりますことから、建築基準法第51条ただし書の規定に

に基づきまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないかについて、帯広市都市計画審議会の議を経ようとするものでございます。

建築基準法第 51 条の概要でございますが、建築基準法第 51 条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならない、ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りでない。」と規定されております。

法第 51 条に規定する処理施設につきましては、周辺環境に与える影響が大きいことから、原則として都市計画法第 11 条の都市施設として、その敷地の位置が都市計画決定されているものでなければ、建築できないとされているところでございます。

ただし、例外的に、道内では北海道知事および建築主事を置く特定行政庁、帯広市も特定行政庁となりますが、この特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て許可すれば建築できるとされております。

また、同法ただし書の規定による許可にあたっては、産業廃棄物処理施設の場合は“北海道都市計画審議会”、一般廃棄物処理施設の場合は“市町村の都市計画審議会”の議を経ることとされているところでございます。

本件の計画施設は、一般廃棄物処理施設でございますが、その他政令で定める処理施設のうち、政令第 130 条 2 の 2 第 1 項第 1 号に規定する、ごみ処理施設に該当するものでございます。

また、本施設は民間の施設でございますので、恒久性が無いことから、都市計画決定すべき施設ではございませんので、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、敷地の位置が都市計画上支障がないかにつきまして、本審議会で協議するものでございます。

次に、計画の概要でございます。

当該敷地では、申請者が平成 16 年に建築基準法第 51 条ただし書許可を受け産業廃棄物の中間処理施設が既に稼働しております。

今般、申請者は新たに、動植物性残さなどの廃棄物を原料とした「嫌気性発酵処理施設」を計画しておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条で定める、一般廃棄物処理施設に該当することから、施設の設置にあたり、建築基準法第 51 条ただし書の許可を得ようとするものでございます。

なお、申請者は、本件の一般廃棄物処理施設とは別に、平成 21 年に産業廃棄物処理施設の建築を計画しており、本件と同様に、北海道都市計画審議会の議を経まして建築基準法第 51 条ただし書の許可を得ております。

この産廃処理施設につきましては、経済不況の影響もありまして、事業には着手しておりませんが、本件の一般廃棄物処理施設と併せて事業を進める計画と伺っております。

計画の内容といたしましては、申請者は、株式会社DISPO.（ディスポ）、申請位置は、帯広市西 20 条北 4 丁目 1 番 1 他、で敷地面積は、45,148.70 m<sup>2</sup>、計画施設は、一般廃棄物処理施設でございます。

申請位置の状況について、ご説明いたします。

申請地は、十勝川と芽室町、音更町に囲まれた中島地区内にありまして、帯広市中心部から北西へ約 6 km に位置しております。

なお、申請敷地につきましては、H21 年に産業廃棄物処理施設の事業拡大を図るべく、建築基準法第 51 条ただし書許可を受けた敷地と同一敷地となっております。

本施設は、近隣 JA からの廃棄乳や地元農家からの牛ふん尿、食品加工工場からの農産物加工品ロス、及びスーパーからの野菜残さなどを原料として発酵処理した際に発生するメタンガスを利用して発電を行う施設でございます。

発電した電力につきましては、北海道電力に再生可能エネルギーとして全量売電する計画となっております。

また、メタンガスを回収した後の処理物につきましては固液分離し、消化液は液肥として地元農家に無償で還元され、固形物は堆肥として再資源化されます。

一般廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項によりますと、「政令で定めるごみ処理施設は、1日あたりの処理能力が5t以上のごみ処理施設とする」と規定されており、本施設における一般廃棄物の最大処理能力は、1日あたり5tを超えることから、一般廃棄物処理施設に該当するものでございます。

周辺環境への配慮について、でございます。

周辺地域の生活環境に及ぼす影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「大気汚染、騒音、振動、悪臭」に係る事項の調査を行っており、施設の稼働ならびに廃棄物の搬出入、及び保管などに伴って生じる周辺環境への影響が少ないと評価されていることから、許可の手続きが進められております。

また、当該施設の設置に当たりましては、申請者が施設の周辺地権者および中島地区開発期成会等の地元関係者から同意を得ております。

次に、都市計画上支障がないことに係る帯広市の考え方についてでございます。

まず敷地の位置が市街化の傾向のない場所に位置していること、について説明いたします。

申請地周辺には、学校、病院などの施設及び住宅群等はなく、一般廃棄物のごみ焼却場である「くりりんセンター」、し尿処理施設の「中島し尿処理場」、資源ごみ中間処理施設の「十勝リサイクルプラザ」などの施設のほか、民間の産業廃棄物中間処理施設などが立地しております。

また、申請地は、四方を十勝川やその支流に囲まれるなど独立性を有しており、ほぼ平坦な地形で農地に囲まれた土地となっておりますことから、敷地の位置は、市街化の傾向のない場所に位置していると考えております。

中島地区は市街化調整区域となっており「帯広市都市計画マスタープラン」や「第六期帯広市総合計画」などの各計画におきまして、廃棄物処理施設やリサイクル関連施設などの土地利用を図る地区として位置付けされており、市街化区域への編入などは予定されておられません。

また、申請敷地における道路や公園などの都市施設の配置は予定されておられません。

申請敷地は既に産業廃棄物の中間処理施設として、建築基準法第51条ただし書の許可を得ておりまして、その敷地と同一敷地に一般廃棄物処理施設を建築するものでございます。

以上より、帯広市といたしましては、本計画における一般廃棄物処理施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

関係法令等の手続きの状況について説明いたします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可につきましては、北海道十勝総合振興局に許可申請を行っており、手続きが進められております。

また、「都市計画法第29条」に基づく開発行為の許可につきましては、開発行為の許可申請を提出し、先月22日に北海道開発審査会における審査を経ており、本件の建築基準法第51条ただし書の許可に併せて、許可される見通しとなっております。

#### (委員からの主な意見・質疑)

【委員】 周辺環境の配慮についてなんですが、この処理施設というのは、発酵処理施設ですから、臭いについて、周辺地権者の方へどんな理解を得られたのかをお尋ねします。

【事務局】 今現在、周囲の三百メートルにですね、住宅、事業者等がございますけれども、そちらの方々から施設の建設についてのご説明はすでに終わっております、了解を得ているところでございます。

【委員】 いわゆる臭いというのは、臭気指数という臭いを計る指数があるというふうに理解しています。

これは知事が特定地域を指定してやるというふうに聞いてはおりますけれども、調査は終わっているのか確認したい。

また、音更町にかかわると、相当住宅が込み入ってるように理解できるんですが、音更町の住民の方に配慮しているのか確認しておきたい。

【事務局】 今の悪臭についてお答えさせていただきます。

現在、生活衛生環境調査というものを行っておりまして、そちらの中ですら、悪臭についても調査と予測をしております。

そちらの目標値が臭気指数ということで 14 以下ということで数値が示されておりまして、今の予測値としては敷地の境界では 14 未満になるということで結果が出てございます。

また、音更町等につきましては公害防止及び環境保全に関する協定ということで当該事業者のほうで音更町と協定を締結しているところでございます。

【委員】 運んでくる原料が、車から落ちる可能性が想定されるんですけれども、その点について、どういう想定がされたかを報告して欲しい。

【事務局】 道路に関して搬出入のことでございますけれども、計画の中ではまず道道の方からと、西側に市道があるんですけれども、そちらのほうから搬入するということが計画されてございます。

道路内で何か落とすとか、そういうことがございましたら、事業者側のほうで対処していただくということになると考えてございます。

【委員】 心配懸念事項は文書にして相手に出してください。

【会長】 今の点についてどうでしょうか。

【事務局】 事業者のほうにはその旨、指示していきたいと思えます。

【委員】 今回は民間の事業者が建設する嫌気性発酵処理施設ということなんですね。こういった発電の施設というのは、農家ですとか、それから畜大や農高の中にもそういう施設があるというふうに認識しているんですが、市として、市の敷地を活用してこういう大規模なものを作るということは初めてのことでないかと思っております。

この、まず施設についてですね、事業の内容についてもう少し補足をお願いしたいことと、道の開発審査会への申請も行われているということなんですが、具体的にどのような調査が行われ、どういう結果であるのかということも、資料などありましたら、ご提示をお願いしたいとおもっております。

また、周辺環境の影響は音更町、芽室町、それから十勝川をはさむと、畑地、畑作も何件かですがある地域だというふうに思います。

こうした農地への影響などについて、説明なども含めて今後どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

【会長】 市のというのは、これ個人の土地だとおもうんですけれども、帯広市内の土地という意味でいいですか？

【委員】 市内にこうした大規模な、大学や高校の中というのとは別にこうした嫌気性発酵のメタンガスを活用した施設というのは、初めてなのかなというふうに思いますが。

【会長】 メタンガスを使用して発電させる施設ってというのは帯広市として作るのは初めてだから、これからこういった施設について市ではどんな方針をもっているのかというような？

【委員】 そうですね。

市は一応支障がないというような考えかたも出されているわけなんですけれども、発酵させる部分とか、そこに運搬してくるさまざまシステムがあるかと思いますが、こういった一連のものに対して帯広市としての見解というんですかね、そういうのもお伺いしたいと思うんですけれども。

【会長】 市では民間が作るものとしてはおそらく初めてだろうということで、市ではそういうものに対して、どういった考えを持っているという事が一つですね。

二つ目は都市計画上では周辺については支障がないと判断を市ではしている訳ですけども、そのプロセスについて、もうちょっと概要を詳しく説明してくれないか、ということが二つ目。

ということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 こういうバイオマスプラントに関してでございますが、まずは市では、こういうごみを使ったバイオマス発電に関してはですね、都市計画区域内では今回初めてということでお聞きしてございます。

調査に関する資料でございますけれども、こちらのほうは生活環境衛生調査というものを調査してございまして、大気汚染、騒音、振動、悪臭等に関して、既存施設を含めて予測調査、今後建つものの予測調査を含めて環境の調査を実施してございます。

そちらの方は今現在目標値が定められておりまして、そちらの方はクリアしているというような状況でございます。

生活環境衛生調査の方は廃棄物の処理及び衛生に関する法律の方で設置許可というものが今回求められてございますけれども、そちらのほうでいわゆるアセスという形で生活環境衛生調査を行っているというところでございます。

【委員】 予測調査を行われてきているということなんですが、関連するような施設がどういう状況であるかということ調査した上で、今回予測がどのようになるのかというふうに、定められているかというふうにおもうんですね。

全国でもこういう施設が増えてきているのだと思いますけれども、具体的にどういう数値といいますか、どういうところを調査したのかということについても伺えればというふうに思った次第です。

【会長】 どこでにおいが発生するかと予測してたのかと、具体的にどの場所で臭いが発生するだろな、臭いを感じるのかなというような事を調査したかと言う事ですか？

【委員】 はい。

同様の施設できっとやられているのではないかなというふうに、思われますけれども。

【会 長】 どこと比較したかと言うことですか？

【委 員】 帯広のこの今回の場合はスーパーからの野菜の残さなども含めて、牛ふん尿ですとか、ようするに普通の農家が持っている発酵施設、発酵処理施設とまた違うものも混じっていくんではないかというふうに思いますが、そうしたものも含めた嫌気性の発酵処理施設としてどういう調査をされたのかということですか。

【会 長】 一般の酪農家とかの場合は家畜糞尿がメインになるんですけども、施設としては、技術的にはだいたい有機物なら何入れても同じなんですよ。

嫌気性とは酸素を入れない、密閉するということなんですね、酸素が入ってくると腐敗しちゃって臭いがするんですけども、嫌気性とは酸素を入れないって言うことなんですよ。

酸素を入れないって事は完全に密閉しなきゃだめってことなんですね。

そういうふうな状況の中でそうするとメタン発酵してくるんですよ。

密閉するって事は臭いをさせないことなんで施設自体からはほとんど臭いがしない、逆にそうしないとメタン発酵しないということなんです。

技術的にはそういったことだと思います。

【委 員】 そういうふうに思ってます。

具体的に申し上げますと、今回はこれまでになかった施設だという点と市民にとってどういう施設であるかということだと思います。

それからすこし調べてみたら、この嫌気性の発酵施設では全国で今年3月ですかね、いろんな不純物が混じる施設であったんですが、爆発する事故も起こっているんですよ。

ですから、そういういろんなものが混じることに関して今回の施設はどんな状況にあるというふうに押さえていっらしゃるのか、そういう危険が全くないですよというふうにきちんと証明されるものであると、わかればいいかと思うのですが、そういう懸念に対してですね、責任を持って答えていけるのかということと、資料などありましたら少し提示していただければと思ったところです。

【会 長】 ちょっとその爆発については存じ上げないんですけども、それは帯広のDISPO.さんがやっているような同じような施設で、計画しているメタンガス発酵をしていたんだけど爆発しちゃったっていう例なんですか？

【委 員】 今年三月兵庫で起こった事故は家庭ごみを使ったものなんですね、だから今回のものとは発酵させる材料が違うというふうには思いますけれども、こういう危険は本当はないのかというようなことも含めてですね、すこし疑問に思ったものですからお聞きしました。

【事務局】 廃棄物の今回の施設の設置許可の、ご懸念されてます施設そのものですか、基本的なところは、十勝総合振興局の方で、審査をして許可をするという形になっております。

私どもではご承知のとおりと思いますけれども場所の位置について言うことなんですけれども、ただ振興局から聞いている範囲ということで内容についてご説明させていただければ、と考えております。

いろいろとご懸念されているところは当然総合振興局のほうでも把握していると思いますので、そういった厳しい審査を経て最終的には認められれば許可になるというといった流れになっております。

【事務局】 聞いている範囲の中でなんですけれども、今の安全性に関しての特に資料等はございませんけれども、まだ事業者さんのほうもですね、バイオマス発電の設置する機器というんでしょうかメーカーというのがまだ予定ということで聞いてございます。

今のところメタンガスを集めて、熱と電気に換えるときに、ガスエンジンというものを使って行うということで聞いております。

今後は事業者さんの側としても機器の選定を本格的に進めていかれるかとは思いますが、その中で安全性の高いものを利用していただくということで、お話ししていけるかなと考えてございます。

【委員】 環境モデル都市としてCO<sub>2</sub>をどういうふうに削減していくかという大きな街づくりの方向性で考えますと、こうしたさまざまな残さをどう活用していくかというのは大事な施設であるかと思いますが、帯広市としてこれが本当に安全で、そして有効に、液肥の話もさきほどございましたけれども、有効に活用される、何より地域住民の皆様はじめ市民にとって安全な施設であるというそうした配慮についてはですね、これからも具体的な資料なども求めていますので、ぜひ慎重に調査をしていただきたい。

見守っていただきたい。

そのように申し上げたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

仰るように安全な街づくりって言うのは基本ですので、その点については十分配慮しながら、こういうふうな計画を進めていただきたいと思います。

もし万が一なにか懸念される材料があればまた関連するところで議論する必要があるんだろうと思いますけれども、そういったことは市の方をお願いしたいわけでありまして。

事業を進めていただきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

ではそのほかご意見ご質問はありますか？

【委員】 大きな川が非常に近いですね。

河川の汚染とか、地下水に対する汚染の調査については、徹底的に調べていかないとまずいかなと思います。

【会長】 地下水や、河川についてはいかがですか？

【事務局】 まずは地下水についてでございますけれども、基本的に雨水以外は事業所外に出ることはないということで聞いてございます。

河川が非常に近いということなんですけれども、こちら管理の方が、十勝総合振興局になるんですけれども、事業者側と協議を進めて、特に放流等もございませんので、問題ないということで回答を得ているところでございます。

【委員】 今農家で広く使われる堆肥舎とかですね、ああいうものって実際には雨が降ったら垂れ流し状態ってところもありますよね、それが結局は川に流れていくので、そういったことが絶対に起こらないように、業者との打ち合わせをしっかりと密に行っていただきたいと思います。

【会長】 今、酪農家の話がありましたけれども、以前はですね、やはりかなり雨が降っ

たときなんかは垂れ流しって言うか、地下水に流し放題っていうかかなり行ってたのは事実でして、これまずいなってことで、家畜排せつ物法ってのができましてですね、堆肥捨てものの下に浸透しないコンクリを打ってですね、屋根をつけて雨水に当たらないようにしなさいというふうなことを法律で義務付けられていて、守らない場合は罰則が課せられているんですけども、業者につきましてもそのところは十分注意してやっていただけるものだと思っておりますが、当然、問題がないか建設の途中などでもチェックするようなことが入ってくると思っています。

そこらへんのところもですね、関連するところをお願いしながら具体的に作業進めていただけることになるんだろうというふうに理解していきたいと思っております。

【委員】 われわれはここで位置を指定するということなんですが、位置の表現がですね、登記簿ではないかなと、登記簿の位置図、いわゆる登記、登記の地目っていうかな、この北4丁目1番の1とか1番の3とかいうのは、これ登記簿の表示、登記簿表示を位置に変えてるって事はこれは法律的にもこれで合法的なんですか？

位置ってことになると座標軸ってというのが普通だと思うんですが、位置をただ登記簿の表題を書いているだけなんですね。

【会長】 ちょっと技術的なお話ですけども、西20条北4丁目の1番1から2番13までありますけれども、こういう表記で問題ないのかって言うことですか？

こうじゃなかったら座標軸で書けってのは北緯何度とかそういうものですか？

【委員】 表示の仕方については、こういう表示が合法的なんですか。

【事務局】 表示についてでございますけれども、国から出ている許可申請の様式がございまして、そちらのほうにはですね、地番ということで書くということになってございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問いかがでしょうか？

特にないようですのでここで、本案についてお諮りしたいと思います。

本件は承認すると事と決定してよろしいでしょうか？

異議なしという事を認め、そのように決定いたしたいと思っております。

**以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。**

## 10 閉会

事務局から、今年度、都市計画道路に関する案件について、年末から年明けを目処に審議会を開催する予定との報告がありました。

— 了 —